

高血圧・脂質異常症・糖尿病にて通院中の患者様へ

2024年6月診療分より 特定疾患管理料から生活習慣病管理料への移行についての 重要なお知らせ

2024年度診療報酬改定に伴い、上記3疾患についてこれまで当院で算定してきました『特定疾患管理料』を廃止し、個人に応じた療養計画に基づきより専門的・総合的な治療管理を行う『生活習慣病管理料』へ移行を行うよう厚生労働省より通達が出されました。

「2024年の診療報酬改訂を受け、当院では生活習慣病(高血圧症、脂質異常症、糖尿病)の患者様に対し、治療の一環として生活習慣療養計画書を作成提供することとしました。医師、看護師、管理栄養士等との協力のもと、治療計画を患者様と共に作成することで、生活習慣の更なる改善を図り、より健康な生活を営めるよう努めて参ります。作成にあたり診療時間が若干長くなることもございますが、ご理解のほどよろしくお願い致します。また生活習慣の改善が図られ病状の安定している患者様については、自己管理を行いつつ長期処方及びリフィル処方箋の発行も承れます。ご希望ある場合はお気軽にお声掛けください。」

患者様にはご不便をおかけ致しますが、**6月1日以降、高血圧、脂質異常症、糖尿病の患者様にはお1人様1回(初回)のみ『療養計画書』へ署名(サイン)を看護師やその他スタッフからご依頼します**ので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。